

生徒心得（諸規定）

1 登下校について

- (1) SHR 開始（8時30分）前までに登校する。
- (2) 完全下校は18時30分とし、その時刻までに下校すること。
- (3) 早朝（7時以前）に登校したり、下校時刻を越えて居残ったりする者は関係教員を経て、生徒指導部の承認を受け、指導教員の指導の下に、時間外活動をする。
- (4) 自転車通学を希望する者は、生徒指導部の許可を受け、鑑札を自転車の所定の所に貼付する。自転車は本校指定の自転車置場に施錠して置き、学校まで乗って来てはいけない。また、最寄りの駅まで自転車を利用する場合も正規の駐輪場を利用する。交通ルールを守って安全に通学する。

2 校内の生活について

- (1) 遅刻、欠席するときは、事前に保護者から学校に7時50分～8時15分までに連絡（電話）をする。定期考査欠席の場合は、医師の診断書等を添えて、考査欠席届を提出しなければならない。
- (2) 登校後は途中で外出してはならない。やむを得ない理由で外出したり早退したりする時は、学級担任に届け出て、許可証を携行する。
- (3) 受験、公式試合、交通スト等校長の認めた場合の欠席、遅刻、早退は所定の届け出をして公認欠席の扱いをうける。公認欠席は指導教員、学級担任の承認の上、事前に当該授業担任の承認をうける。
- (4) 親族死亡の時は、すみやかに学級担任に届け、忌引届を提出する。忌引き日数は次の通りとする。
 - 父 母……………5日以内
 - 兄弟祖父母…3日以内
 - その他親族…1日遠距離の場合、移動日は加算することができる。
- (5) 校内において、ポスター等の掲示、文書の配布を希望する場合は、必ず事前に生徒指導部の承認を受け、定められた場所で掲示、配布する。
- (6) 校内において集会を開く時は、関係教員の承認を受け、使用する場所の管理責任の教員の許可を受ける。
- (7) スリッパ、体育館シューズ等、同じ型のものの誤用や紛失を防ぐため、所持品には必ず記名をし、貴重品は必ず身に付けるか、貴重品袋を利用する。遺失物、拾得物があれば生徒指導部に届け出る。
- (8) 体育館、柔剣道場、プール、図書館、食堂、部室、トレーニングルーム、シャワー室

などは、それぞれの使用規定に従って使用する。

- (9) 校舎内外を常に清潔にするように環境の美化に努め、校舎校具を大切に扱う。あやまって破損、紛失したときは、担任に届けその指示を受ける。事情によっては弁償しなくてはならない。

3 校外の生活について

- (1) アルバイトは原則禁止である。

ただし、家庭の経済状況、学業成績、生活態度を検討し、承認する場合がある。

- (2) 旅行、その他校外活動は、必ず保護者の同意を得て、担任に届出て、安全に実施すること。学割を必要とする場合は、事前に旅行届・学割交付願を提出し、手続きをする。

4 次にあげる事柄は学校の内外を問わず、絶対にしてはいけない。

- (1) 「三ない運動」(単車等の免許をとらない、乗らない、買わない)に違反すること。友人の単車に相乗りすること。
- (2) 飲酒、喫煙更衣、シンナー等の薬物を使用すること。
- (3) 考査中の不正行為
- (4) 脅迫、けんか等一切の暴力行為
- (5) 高校生が立ち入ることを禁止されている場所や不完全な場所への出入り
- (6) 行き過ぎた男女交際
- (7) 生徒間の物品の売買及び賭博行為
- (8) その他、本校生徒としての本文に反し、学校生活に不相当と認められる行為。

5 服装について

服 装

本校指定の制服を着用する。

基準服

式典、集会等は以下の服装で出席すること。

冬 服

ブレザー・長袖シャツ(白)・ネクタイ・リボン、本校指定のセーター、ズボン、スカート

夏 服

ポロシャツ、ズボン、スカート

合 服

*ポロシャツの場合

学校指定のセーターやブレザーの着用は不可

*カッターシャツの場合

必ずネクタイ・リボンを着用する。

学校指定のセーターやブレザーの着用可

ネクタイ・リボン

ポロシャツ以外は必ず着用すること。

スカート

スカートの丈は、膝の真ん中とする。

靴 下

ストッキングの色は、黒又はベージュ、ソックスの色は無地の白、紺、黒、グレーとする。

防寒着

登校時に限り、制服の上から防寒着、又は、マフラー、ネックウォーマー、手袋等の防寒具を着用してもよい。防寒着は以下のものから選択し、ブレザーの上から着用すること。

- ・本校指定のウインドブレーカー
- ・黒紺茶の無地で、華美でない防寒着

更衣の時期

更衣の目安は、冬服 11月下旬、夏服6月下旬とする。

合服の着用期間は、適宜指示する。

異装届

止むを得ない理由で、制服以外の服装にする場合又は、ネクタイ・リボンを忘れた場合には、その理由を学級担任に届け出（異装届）て、その指示に従う。

頭 髪

頭髪は男女とも、清潔で端正な髪型とし、パーマ、染色、脱色、エクステ等は禁止とする。

装飾品

学校生活に不必要な装飾品は禁止する。

化 粧

化粧、マニキュア等は禁止する。

令和4年4月1日発行